

日弁連総第98号
2010年(平成22年)12月21日

厚生労働大臣 細川律夫 殿

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児

警 告 書

当連合会は、A氏申立てに係る、死刑再審無罪者に対して、2002年1月17日付け当連合会勧告(日弁連総第63号。以下「勧告」という。)後も年金受給資格の回復がなされていないとの人権救済申立事件につき、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

かつて死刑判決を受け、再審で無罪判決が確定した冤罪被害者が、国民年金を受給できるよう早急に必要な措置を講じないことは、重大な人権侵害であり、勧告から8年が経過した後も、かかる冤罪被害者の無年金状態を国が放置し続けることは、新たな人権侵害とも評価されうる異様な事態である。国は、速やかに、関係諸機関との連携をとったうえで、立法措置等の救済措置を講じられるよう、強く警告する。

第2 警告の理由

- 1 本件申立人の国民年金受給を求める人権救済申立てについては、既に当連合会において、厚生労働省(当時は厚生省)に対して勧告を行っており、事実関係及び勧告の理由については、勧告書を添付するのでそれを引用する。
- 2 上記勧告が行われた後8年を経過しても、申立人の国民年金受給資格の回復措置は行われることなく、報道によれば、申立人が年金受給資格回復を申し立てたのに対し、総務省年金記録確認第三者委員会は、「取り扱う事案に該当しない」との理由により、国民年金受給資格の回復の申立てについて、2009年7月3日、申立書一式を返送したとのことであり、依然として正規の行政手続では、申立人の救済の門は閉ざされたままである。
- 3 勧告後も、死刑再審無罪者に対して、年金受給資格の回復がなされていない

との人権救済申立てに対して、2009年5月28日付け当連合会からの厚生労働省宛て照会に対する、同年6月26日付け厚生労働省年金局からの回答によると、「刑務所等の施設収容者についても、20歳から60歳までの間であれば本来国民年金の被保険者となるものであり、保険料納付実績がなく、保険料免除も申請していない者に対して、特例的に年金給付を行うことは、負担に応じて給付を行う社会保険の根幹に関わる極めて困難な課題があると考えられることから、そのような措置を講ずるとの判断に至る状況を見出し得ていない」とのことであるが、この論理は形式論に終始しており、当連合会勧告が先に指摘した問題点を全く無視し、本件の問題の本質から目を背けたものといわざるを得ない。

国民年金制度は、加入者が保険料を納付し、加入者が給付を受けることが大前提であることは確かではある。

しかし、申立人が無保険状態となった原因は、既に勧告が述べているとおり、捜査機関による不当逮捕・不当勾留、裁判所における誤判により国民年金制度施行時に確定死刑囚とされ、日々死刑執行の恐怖にさらされていて、明日の命も知れないという、「将来的に社会復帰を想定して年金生活を視野に入れた対応を取ることを期待することは困難」な状況を、司法の過ちにより作出していたところにあるのであり、この状況は、「申立人のように冤罪（誤判）を確信している場合であっても同様」である。その意味では、申立人の無年金状態は、国家機関が過ちを犯したという先行行為によって作出されたものである。申立人が保険料免除の申請を行わなかったことの不利益は、申立人の怠慢等によるものとは異なり、申立人本人に帰責させることは到底許されない。

なお、勧告には明示していないが、申立人は、刑事収容施設から、国民年金制度の説明及び保険料免除制度についての教示を受けていなかったか、極めて不十分な教示しかを受けていなかった可能性が極めて高いことは、国会の議事録等によっても確認できるところであり、申立人が確定死刑囚であったことに加え、年金制度の手続履践を期待するための最低条件すら満たされていなかったことも指摘できるところである。

申立人は、法律的・制度的な不備によって、国民年金に加入していないという状態を作出されたものであるうえ、申立人のように、死刑判決を受け、死刑が確定した後に、再審によって無罪を獲得し、社会復帰を果たすこと自体が、国民年金制度が想定していなかった事態といえる。いわば、申立人は、二重の意味で制度的な不備により苦しめられているのである。

4 1999年（平成11年）6月11日第145回国会法務委員会第19号議

事録，2000年（平成12年）3月29日第147回国会法務委員会第8号議事録，2000年（平成12年）4月26日第147回国会法務委員会第16号議事録，2003年（平成15年）7月2日第156回国会法務委員会第29号議事録，2005年（平成17年）10月11日第163回国会法務委員会第4号議事録等の資料によっても，時の政府関係者が，申立人が制度の谷間の「お気の毒」な状況に置かれていること，年金制度の大原則を踏まえたくて救済の方向の方策の研究を行い取り組んでいく旨を表明していることが確認でき，政府は，年金制度の大原則を振りかざすのみでは，申立人が置かれた状況が割切れるものではないことを十分に認識し，そのうえで救済の方策を検討していたことは明らかである。

にもかかわらず，勧告から8年を経た現在においても，申立人の置かれた状況を救済するための立法措置はなされていない。

のみならず，かつて死刑判決を受け，再審によって無罪が確定した冤罪被害者の年金問題について，前記厚生労働省年金局からの回答は，形式論に終始しており，前述した国会の討議における政府関係者の認識と比較しても，後退した見解というほかはない。このような見解を示すということ自体が，単に停滞し，無為無策であるという事態を超えて，確定的に今後も申立人の救済を行わないとの意思表示であるとすらいえるもので，極めて問題である。

これは，まさに，申立人の置かれた状況を放置しているというだけでなく，勧告後においては，国が不作為によって，極めて重大な，新たな人権侵害を行っているというほかはなく，厚生労働省一省の問題ではなく，立法・行政全体の問題として捉えざるを得ない。

当該人権侵害状況を是正するためには，かつて死刑判決を受け，再審によって無罪が確定した冤罪被害者の年金問題が何故このような長期間放置されているのかを，速やかに調査し，国会を含めた関係諸機関が連携して立法的解決を含めた解決策を模索する必要性が高い。

「筆舌に尽くしがたいご苦労」があった中国残留邦人も，年金制度の大原則論では同様の立場であるが，老齢年金の満額支給等の支援策が既に導入されているし，同様に，任意加入であった時点での学生及び被用者の配偶者，朝鮮民主主義人民共和国（法文上は北朝鮮。）当局による拉致被害者に対しても，年金に加入できなかった期間の保険料の追納を国庫負担で認めたり，国庫負担により特別障害者給付金を給付したりと，年金制度の谷間の問題を救済する策が講じられている。かつて死刑判決を受け，再審によって無罪が確定した冤罪被害者も，筆舌に尽くしがたい艱難辛苦をなめた者であり，そのような状況は，

国家機関の過ちという、いわば、国の先行行為により作出されたものである。申立人が、中国残留邦人等と比較して、救済の必要性が低いとは到底いえない。そして、中国残留邦人をはじめとする問題の救済が実際に行われていることからしても、問題解決に困難があるとしても、救済が不可能というものではないことは明らかなのである。

また、申立人は高齢であり、いかに困難な問題であろうと、申立人の救済のためには、早急な救済が必要な状況にあることはいうまでもない。

5 よって、「警告の趣旨」記載の警告を行う。

以 上

日弁連総第98号
2010年(平成22年)12月21日

内閣総理大臣 菅 直 人 殿

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児

警 告 書

当連合会は、A氏申立てに係る、死刑再審無罪者に対して、2002年1月17日付け当連合会勧告(日弁連総第63号。以下「勧告」という。)後も年金受給資格の回復がなされていないとの人権救済申立事件につき、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

かつて死刑判決を受け、再審で無罪判決が確定した冤罪被害者が、国民年金を受給できるよう早急に必要な措置を講じないことは、重大な人権侵害であり、勧告から8年が経過した後も、かかる冤罪被害者の無年金状態を国が放置し続けることは、新たな人権侵害とも評価されうる異様な事態である。国は、速やかに、関係諸機関との連携をとったうえで、立法措置等の救済措置を講じられるよう、強く警告する。

第2 警告の理由

- 1 本件申立人の国民年金受給を求める人権救済申立てについては、既に当連合会において、厚生労働省(当時は厚生省)に対して勧告を行っており、事実関係及び勧告の理由については、勧告書を添付するのでそれを引用する。
- 2 上記勧告が行われた後8年を経過しても、申立人の国民年金受給資格の回復措置は行われることなく、報道によれば、申立人が年金受給資格回復を申し立てたのに対し、総務省年金記録確認第三者委員会は、「取り扱う事案に該当しない」との理由により、国民年金受給資格の回復の申立てについて、2009年7月3日、申立書一式を返送したとのことであり、依然として正規の行政手続では、申立人の救済の門は閉ざされたままである。
- 3 勧告後も、死刑再審無罪者に対して、年金受給資格の回復がなされていない

との人権救済申立てに対して、2009年5月28日付け当連合会からの厚生労働省宛て照会に対する、同年6月26日付け厚生労働省年金局からの回答によると、「刑務所等の施設収容者についても、20歳から60歳までの間であれば本来国民年金の被保険者となるものであり、保険料納付実績がなく、保険料免除も申請していない者に対して、特例的に年金給付を行うことは、負担に応じて給付を行う社会保険の根幹に関わる極めて困難な課題があると考えられることから、そのような措置を講ずるとの判断に至る状況を見出し得ていない」とのことであるが、この論理は形式論に終始しており、当連合会勧告が先に指摘した問題点を全く無視し、本件の問題の本質から目を背けたものといわざるを得ない。

国民年金制度は、加入者が保険料を納付し、加入者が給付を受けることが大前提であることは確かではある。

しかし、申立人が無保険状態となった原因は、既に勧告が述べているとおり、捜査機関による不当逮捕・不当勾留、裁判所における誤判により国民年金制度施行時に確定死刑囚とされ、日々死刑執行の恐怖にさらされていて、明日の命も知れないという、「将来的に社会復帰を想定して年金生活を視野に入れた対応を取ることを期待することは困難」な状況を、司法の過ちにより作出していたところにあるのであり、この状況は、「申立人のように冤罪（誤判）を確信している場合であっても同様」である。その意味では、申立人の無年金状態は、国家機関が過ちを犯したという先行行為によって作出されたものである。申立人が保険料免除の申請を行わなかったことの不利益は、申立人の怠慢等によるものとは異なり、申立人本人に帰責させることは到底許されない。

なお、勧告には明示していないが、申立人は、刑事収容施設から、国民年金制度の説明及び保険料免除制度についての教示を受けていなかったか、極めて不十分な教示しかを受けていなかった可能性が極めて高いことは、国会の議事録等によっても確認できるところであり、申立人が確定死刑囚であったことに加え、年金制度の手續履践を期待するための最低条件すら満たされていなかったことも指摘できるところである。

申立人は、法律的・制度的な不備によって、国民年金に加入していないという状態を作出されたものであるうえ、申立人のように、死刑判決を受け、死刑が確定した後に、再審によって無罪を獲得し、社会復帰を果たすこと自体が、国民年金制度が想定していなかった事態といえる。いわば、申立人は、二重の意味で制度的な不備により苦しめられているのである。

4 1999年（平成11年）6月11日第145回国会法務委員会第19号議

事録，2000年（平成12年）3月29日第147回国会法務委員会第8号議事録，2000年（平成12年）4月26日第147回国会法務委員会第16号議事録，2003年（平成15年）7月2日第156回国会法務委員会第29号議事録，2005年（平成17年）10月11日第163回国会法務委員会第4号議事録等の資料によっても，時の政府関係者が，申立人が制度の谷間の「お気の毒」な状況に置かれていること，年金制度の大原則を踏まえたくて救済の方向の方策の研究を行い取り組んでいく旨を表明していることが確認でき，政府は，年金制度の大原則を振りかざすのみでは，申立人が置かれた状況が割切れるものではないことを十分に認識し，そのうえで救済の方策を検討していたことは明らかである。

にもかかわらず，勧告から8年を経た現在においても，申立人の置かれた状況を救済するための立法措置はなされていない。

のみならず，かつて死刑判決を受け，再審によって無罪が確定した冤罪被害者の年金問題について，前記厚生労働省年金局からの回答は，形式論に終始しており，前述した国会の討議における政府関係者の認識と比較しても，後退した見解というほかはない。このような見解を示すということ自体が，単に停滞し，無為無策であるという事態を超えて，確定的に今後も申立人の救済を行わないとの意思表示であるとすらいえるもので，極めて問題である。

これは，まさに，申立人の置かれた状況を放置しているというだけでなく，勧告後においては，国が不作為によって，極めて重大な，新たな人権侵害を行っているというほかはなく，厚生労働省一省の問題ではなく，立法・行政全体の問題として捉えざるを得ない。

当該人権侵害状況を是正するためには，かつて死刑判決を受け，再審によって無罪が確定した冤罪被害者の年金問題が何故このような長期間放置されているのかを，速やかに調査し，国会を含めた関係諸機関が連携して立法的解決を含めた解決策を模索する必要性が高い。

「筆舌に尽くしがたいご苦労」があった中国残留邦人も，年金制度の大原則論では同様の立場であるが，老齢年金の満額支給等の支援策が既に導入されているし，同様に，任意加入であった時点での学生及び被用者の配偶者，朝鮮民主主義人民共和国（法文上は北朝鮮。）当局による拉致被害者に対しても，年金に加入できなかった期間の保険料の追納を国庫負担で認めたり，国庫負担により特別障害者給付金を給付したりと，年金制度の谷間の問題を救済する策が講じられている。かつて死刑判決を受け，再審によって無罪が確定した冤罪被害者も，筆舌に尽くしがたい艱難辛苦をなめた者であり，そのような状況は，

国家機関の過ちという、いわば、国の先行行為により作出されたものである。申立人が、中国残留邦人等と比較して、救済の必要性が低いとは到底いえない。そして、中国残留邦人をはじめとする問題の救済が実際に行われていることからしても、問題解決に困難があるとしても、救済が不可能というものではないことは明らかなのである。

また、申立人は高齢であり、いかに困難な問題であろうと、申立人の救済のためには、早急な救済が必要な状況にあることはいうまでもない。

5 よって、「警告の趣旨」記載の警告を行う。

以 上

日弁連総第98号
2010年(平成22年)12月21日

参議院議長 西岡武夫 殿

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児

警 告 書

当連合会は、A氏申立てに係る、死刑再審無罪者に対して、2002年1月17日付け当連合会勧告(日弁連総第63号。以下「勧告」という。)後も年金受給資格の回復がなされていないとの人権救済申立事件につき、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

かつて死刑判決を受け、再審で無罪判決が確定した冤罪被害者が、国民年金を受給できるよう早急に必要な措置を講じないことは、重大な人権侵害であり、勧告から8年が経過した後も、かかる冤罪被害者の無年金状態を国が放置し続けることは、新たな人権侵害とも評価されうる異様な事態である。国は、速やかに、関係諸機関との連携をとったうえで、立法措置等の救済措置を講じられるよう、強く警告する。

第2 警告の理由

- 1 本件申立人の国民年金受給を求める人権救済申立てについては、既に当連合会において、厚生労働省(当時は厚生省)に対して勧告を行っており、事実関係及び勧告の理由については、勧告書を添付するのでそれを引用する。
- 2 上記勧告が行われた後8年を経過しても、申立人の国民年金受給資格の回復措置は行われることなく、報道によれば、申立人が年金受給資格回復を申し立てたのに対し、総務省年金記録確認第三者委員会は、「取り扱う事案に該当しない」との理由により、国民年金受給資格の回復の申立てについて、2009年7月3日、申立書一式を返送したとのことであり、依然として正規の行政手続では、申立人の救済の門は閉ざされたままである。
- 3 勧告後も、死刑再審無罪者に対して、年金受給資格の回復がなされていない

との人権救済申立てに対して、2009年5月28日付け当連合会からの厚生労働省宛て照会に対する、同年6月26日付け厚生労働省年金局からの回答によると、「刑務所等の施設収容者についても、20歳から60歳までの間であれば本来国民年金の被保険者となるものであり、保険料納付実績がなく、保険料免除も申請していない者に対して、特例的に年金給付を行うことは、負担に応じて給付を行う社会保険の根幹に関わる極めて困難な課題があると考えられることから、そのような措置を講ずるとの判断に至る状況を見出し得ていない」とのことであるが、この論理は形式論に終始しており、当連合会勧告が先に指摘した問題点を全く無視し、本件の問題の本質から目を背けたものといわざるを得ない。

国民年金制度は、加入者が保険料を納付し、加入者が給付を受けることが大前提であることは確かではある。

しかし、申立人が無保険状態となった原因は、既に勧告が述べているとおり、捜査機関による不当逮捕・不当勾留、裁判所における誤判により国民年金制度施行時に確定死刑囚とされ、日々死刑執行の恐怖にさらされていて、明日の命も知れないという、「将来的に社会復帰を想定して年金生活を視野に入れた対応を取ることを期待することは困難」な状況を、司法の過ちにより作出していたところにあるのであり、この状況は、「申立人のように冤罪（誤判）を確信している場合であっても同様」である。その意味では、申立人の無年金状態は、国家機関が過ちを犯したという先行行為によって作出されたものである。申立人が保険料免除の申請を行わなかったことの不利益は、申立人の怠慢等によるものとは異なり、申立人本人に帰責させることは到底許されない。

なお、勧告には明示していないが、申立人は、刑事収容施設から、国民年金制度の説明及び保険料免除制度についての教示を受けていなかったか、極めて不十分な教示しかを受けていなかった可能性が極めて高いことは、国会の議事録等によっても確認できるところであり、申立人が確定死刑囚であったことに加え、年金制度の手続履践を期待するための最低条件すら満たされていなかったことも指摘できるところである。

申立人は、法律的・制度的な不備によって、国民年金に加入していないという状態を作出されたものであるうえ、申立人のように、死刑判決を受け、死刑が確定した後に、再審によって無罪を獲得し、社会復帰を果たすこと自体が、国民年金制度が想定していなかった事態といえる。いわば、申立人は、二重の意味で制度的な不備により苦しめられているのである。

4 1999年（平成11年）6月11日第145回国会法務委員会第19号議

事録，2000年（平成12年）3月29日第147回国会法務委員会第8号議事録，2000年（平成12年）4月26日第147回国会法務委員会第16号議事録，2003年（平成15年）7月2日第156回国会法務委員会第29号議事録，2005年（平成17年）10月11日第163回国会法務委員会第4号議事録等の資料によっても，時の政府関係者が，申立人が制度の谷間の「お気の毒」な状況に置かれていること，年金制度の大原則を踏まえたくて救済の方向の方策の研究を行い取り組んでいく旨を表明していることが確認でき，政府は，年金制度の大原則を振りかざすのみでは，申立人が置かれた状況が割切れるものではないことを十分に認識し，そのうえで救済の方策を検討していたことは明らかである。

にもかかわらず，勧告から8年を経た現在においても，申立人の置かれた状況を救済するための立法措置はなされていない。

のみならず，かつて死刑判決を受け，再審によって無罪が確定した冤罪被害者の年金問題について，前記厚生労働省年金局からの回答は，形式論に終始しており，前述した国会の討議における政府関係者の認識と比較しても，後退した見解というほかはない。このような見解を示すということ自体が，単に停滞し，無為無策であるという事態を超えて，確定的に今後も申立人の救済を行わないとの意思表示であるとすらいえるもので，極めて問題である。

これは，まさに，申立人の置かれた状況を放置しているというだけでなく，勧告後においては，国が不作為によって，極めて重大な，新たな人権侵害を行っているというほかはなく，厚生労働省一省の問題ではなく，立法・行政全体の問題として捉えざるを得ない。

当該人権侵害状況を是正するためには，かつて死刑判決を受け，再審によって無罪が確定した冤罪被害者の年金問題が何故このような長期間放置されているのかを，速やかに調査し，国会を含めた関係諸機関が連携して立法的解決を含めた解決策を模索する必要性が高い。

「筆舌に尽くしがたいご苦労」があった中国残留邦人も，年金制度の大原則論では同様の立場であるが，老齢年金の満額支給等の支援策が既に導入されているし，同様に，任意加入であった時点での学生及び被用者の配偶者，朝鮮民主主義人民共和国（法文上は北朝鮮。）当局による拉致被害者に対しても，年金に加入できなかった期間の保険料の追納を国庫負担で認めたり，国庫負担により特別障害者給付金を給付したりと，年金制度の谷間の問題を救済する策が講じられている。かつて死刑判決を受け，再審によって無罪が確定した冤罪被害者も，筆舌に尽くしがたい艱難辛苦をなめた者であり，そのような状況は，

国家機関の過ちという、いわば、国の先行行為により作出されたものである。申立人が、中国残留邦人等と比較して、救済の必要性が低いとは到底いえない。そして、中国残留邦人をはじめとする問題の救済が実際に行われていることからしても、問題解決に困難があるとしても、救済が不可能というものではないことは明らかなのである。

また、申立人は高齢であり、いかに困難な問題であろうと、申立人の救済のためには、早急な救済が必要な状況にあることはいうまでもない。

5 よって、「警告の趣旨」記載の警告を行う。

以 上

日弁連総第98号
2010年(平成22年)12月24日

衆議院議長 横路孝弘 殿

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児

警 告 書

当連合会は、A氏申立てに係る、死刑再審無罪者に対して、2002年1月17日付け当連合会勧告(日弁連総第63号。以下「勧告」という。)後も年金受給資格の回復がなされていないとの人権救済申立事件につき、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

かつて死刑判決を受け、再審で無罪判決が確定した冤罪被害者が、国民年金を受給できるよう早急に必要な措置を講じないことは、重大な人権侵害であり、勧告から8年が経過した後も、かかる冤罪被害者の無年金状態を国が放置し続けることは、新たな人権侵害とも評価されうる異様な事態である。国は、速やかに、関係諸機関との連携をとったうえで、立法措置等の救済措置を講じられるよう、強く警告する。

第2 警告の理由

- 1 本件申立人の国民年金受給を求める人権救済申立てについては、既に当連合会において、厚生労働省(当時は厚生省)に対して勧告を行っており、事実関係及び勧告の理由については、勧告書を添付するのでそれを引用する。
- 2 上記勧告が行われた後8年を経過しても、申立人の国民年金受給資格の回復措置は行われることなく、報道によれば、申立人が年金受給資格回復を申し立てたのに対し、総務省年金記録確認第三者委員会は、「取り扱う事案に該当しない」との理由により、国民年金受給資格の回復の申立てについて、2009年7月3日、申立書一式を返送したとのことであり、依然として正規の行政手続では、申立人の救済の門は閉ざされたままである。
- 3 勧告後も、死刑再審無罪者に対して、年金受給資格の回復がなされていない

との人権救済申立てに対して、2009年5月28日付け当連合会からの厚生労働省宛て照会に対する、同年6月26日付け厚生労働省年金局からの回答によると、「刑務所等の施設収容者についても、20歳から60歳までの間であれば本来国民年金の被保険者となるものであり、保険料納付実績がなく、保険料免除も申請していない者に対して、特例的に年金給付を行うことは、負担に応じて給付を行う社会保険の根幹に関わる極めて困難な課題があると考えられることから、そのような措置を講ずるとの判断に至る状況を見出し得ていない」とのことであるが、この論理は形式論に終始しており、当連合会勧告が先に指摘した問題点を全く無視し、本件の問題の本質から目を背けたものといわざるを得ない。

国民年金制度は、加入者が保険料を納付し、加入者が給付を受けることが大前提であることは確かではある。

しかし、申立人が無保険状態となった原因は、既に勧告が述べているとおり、捜査機関による不当逮捕・不当勾留、裁判所における誤判により国民年金制度施行時に確定死刑囚とされ、日々死刑執行の恐怖にさらされていて、明日の命も知れないという、「将来的に社会復帰を想定して年金生活を視野に入れた対応を取ることを期待することは困難」な状況を、司法の過ちにより作出していたところにあるのであり、この状況は、「申立人のように冤罪（誤判）を確信している場合であっても同様」である。その意味では、申立人の無年金状態は、国家機関が過ちを犯したという先行行為によって作出されたものである。申立人が保険料免除の申請を行わなかったことの不利益は、申立人の怠慢等によるものとは異なり、申立人本人に帰責させることは到底許されない。

なお、勧告には明示していないが、申立人は、刑事収容施設から、国民年金制度の説明及び保険料免除制度についての教示を受けていなかったか、極めて不十分な教示しかを受けていなかった可能性が極めて高いことは、国会の議事録等によっても確認できるところであり、申立人が確定死刑囚であったことに加え、年金制度の手続履践を期待するための最低条件すら満たされていなかったことも指摘できるところである。

申立人は、法律的・制度的な不備によって、国民年金に加入していないという状態を作出されたものであるうえ、申立人のように、死刑判決を受け、死刑が確定した後に、再審によって無罪を獲得し、社会復帰を果たすこと自体が、国民年金制度が想定していなかった事態といえる。いわば、申立人は、二重の意味で制度的な不備により苦しめられているのである。

4 1999年（平成11年）6月11日第145回国会法務委員会第19号議

事録，2000年（平成12年）3月29日第147回国会法務委員会第8号議事録，2000年（平成12年）4月26日第147回国会法務委員会第16号議事録，2003年（平成15年）7月2日第156回国会法務委員会第29号議事録，2005年（平成17年）10月11日第163回国会法務委員会第4号議事録等の資料によっても，時の政府関係者が，申立人が制度の谷間の「お気の毒」な状況に置かれていること，年金制度の大原則を踏まえたくて救済の方向の方策の研究を行い取り組んでいく旨を表明していることが確認でき，政府は，年金制度の大原則を振りかざすのみでは，申立人が置かれた状況が割切れるものではないことを十分に認識し，そのうえで救済の方策を検討していたことは明らかである。

にもかかわらず，勧告から8年を経た現在においても，申立人の置かれた状況を救済するための立法措置はなされていない。

のみならず，かつて死刑判決を受け，再審によって無罪が確定した冤罪被害者の年金問題について，前記厚生労働省年金局からの回答は，形式論に終始しており，前述した国会の討議における政府関係者の認識と比較しても，後退した見解というほかはない。このような見解を示すということ自体が，単に停滞し，無為無策であるという事態を超えて，確定的に今後も申立人の救済を行わないとの意思表示であるとすらいえるもので，極めて問題である。

これは，まさに，申立人の置かれた状況を放置しているというだけでなく，勧告後においては，国が不作為によって，極めて重大な，新たな人権侵害を行っているというほかはなく，厚生労働省一省の問題ではなく，立法・行政全体の問題として捉えざるを得ない。

当該人権侵害状況を是正するためには，かつて死刑判決を受け，再審によって無罪が確定した冤罪被害者の年金問題が何故このような長期間放置されているのかを，速やかに調査し，国会を含めた関係諸機関が連携して立法的解決を含めた解決策を模索する必要性が高い。

「筆舌に尽くしがたいご苦労」があった中国残留邦人も，年金制度の大原則論では同様の立場であるが，老齢年金の満額支給等の支援策が既に導入されているし，同様に，任意加入であった時点での学生及び被用者の配偶者，朝鮮民主主義人民共和国（法文上は北朝鮮。）当局による拉致被害者に対しても，年金に加入できなかった期間の保険料の追納を国庫負担で認めたり，国庫負担により特別障害者給付金を給付したりと，年金制度の谷間の問題を救済する策が講じられている。かつて死刑判決を受け，再審によって無罪が確定した冤罪被害者も，筆舌に尽くしがたい艱難辛苦をなめた者であり，そのような状況は，

国家機関の過ちという、いわば、国の先行行為により作出されたものである。申立人が、中国残留邦人等と比較して、救済の必要性が低いとは到底いえない。そして、中国残留邦人をはじめとする問題の救済が実際に行われていることからしても、問題解決に困難があるとしても、救済が不可能というものではないことは明らかなのである。

また、申立人は高齢であり、いかに困難な問題であろうと、申立人の救済のためには、早急な救済が必要な状況にあることはいうまでもない。

5 よって、「警告の趣旨」記載の警告を行う。

以 上

日弁連総第63号
2002(平成14)年1月17日

厚生労働大臣

坂口 力 殿

日本弁護士連合会

会長 久保井 一 匡

勸告書

当連合会は、申立人Aによる死刑再審無罪者に対して年金支給を求める人権救済申立事件につき調査した結果、下記のとおり勸告します。

記

第1 勸告の趣旨

かつて死刑判決を受け、再審で無罪判決が確定した冤罪被害者が、国民年金を受給できるよう早急に必要な措置を講じられたい。

第2 勸告の理由

- 1 申立人は、いわゆる甲事件の冤罪被害者であり、1925年(大正14年)×月×日生まれの76歳である。1949年(昭和24年)1月13日強盗殺人・傷害事件で逮捕され、その後1950年(同25年)3月23日熊本地裁八代支部で死刑を宣告され、控訴棄却(1951年(同26年)3月19日)、上告棄却(1951年12月26日)により死刑が確定したが、当連合会の支援により、1979年(同54年)9月27日第6次再審請求において福岡高裁で再審開始決定を得て、1983年(同58年)7月15日熊本地裁八代支部で無罪判決となり、同日釈放され、同月28日上記無罪判決は確定した。この間約31年7ヶ月を要した。
- 2 国民年金が施行されたのは1961年(同36年)4月1日であり、当時申

立人は、死刑囚として身柄拘束を受けていた期間であり、この間国民年金に加入できず、従って保険料納付免除申請もできなかった。そのため、晴れて社会生活を再開したときは 58 歳であったが、その時点で加入したとしても年金支給のための必要な加入（受給資格）期間である 20 年間に満たすことはできない。結局申立人は今なお無年金状態に放置されている。

3 このような無年金状態になった原因は、不当逮捕、勾留、誤判によるものであり、挙げて国、とりわけ司法関係者に責任がある。国は上記のとおり、申立人の年金受給権を侵害しながら、これを是正・回復する措置を講じていない。これは重大な人権侵害であるとして、当連合会に対して、然るべき救済措置を求めた。

4 判断

国民年金法上の「被保険者資格」は、日本国内に住居を有する 20 歳以上 60 歳未満の者である（法 7 条 1 項）。そして、上記資格者の資格喪失時期は「死亡したとき」「日本国内に住所を失ったとき」等であり（同 9 条）、死刑判決の確定は喪失事由に含まれていない。従って、申立人のような死刑判決確定者は国民年金法上、被保険者資格を失うものではない。厚生省年金課の回答では、「死刑確定により年金支払義務に影響はなく、死亡まで通常の扱いである」「従って、死刑囚といえども保険料免除の申請を受け付ける」とのことであり、死刑囚に被保険者資格が認められることは明らかである。

ところで、申立人は上記国民年金法上、被保険者資格を有する者であるが、年金加入手続きをしていないために具体的な保険関係は申立人との間では成立していない。手続き上は、被保険資格者の側から届け出ることになっているが、その前提として、国から被保険者資格を有する者（申立人）に対して、年金制度の説明及び被保険者資格があることの教示がなされなければならない。

しかし、仮に教示があったとしても、被保険者資格を有する者が既に死刑判決を受けて死刑が確定した状況の下で将来的に社会復帰を想定して、年金生活を視野に入れた対応を取ることを期待することは困難であり、このことは申立人のように冤罪（誤判）を確信している場合であっても同様といわねばならない。従って、申立人が年金加入手続き及び保険料免除手続きを取らなかったことをもって、申立人に不利益に取り扱うことは許されず、全体として年金加入の機会を不当に奪われたものと解するべきである。

国は、申立人を 31 年余りの期間、不当に身体拘束し続けながら、無罪判決による申立人に対する慰謝は、刑事補償をしたのみである。死刑判決を受けた者が冤罪であることが明らかとなり社会復帰したにもかかわらず、老後の唯一の所得保障となる年金の手当をしないことは「再度の死刑判決を受けるに等しい」との非難に価するものである。

そこで、国が取るべき対応としては、誤判によって不当に年金加入の機会を奪われた申立人に対して特別な配慮（法的手当て）がなされてしかるべきであり、遅くとも申立人が確定的に無罪となった時点で、年金支給年齢（60 歳）に達したときから年金を受給できるような特別な制度的手当を講ずるべきであった。

なお、申立人は無罪判決後、身体拘束期間中の精神的苦痛に対する刑事補償を受けているが、これはあくまで過去の損害に対する填補に過ぎず、将来に向かっての生計維持のための年金制度とは目的を異にするものといえるので、刑事補償を受けたことをもって年金支給を不要とすることはできない。

また、同じく死刑再審無罪確定者である B 氏は、申立人と同様、国民年金に加入できておらず、このまま支給開始年齢に達しても年金は支給されない。そこで、申立人の他に、B 氏も含め、かつて死刑判決を受け、再審で無罪判決を受けた者に対して、年金を支給すべく必要な措置を講ずる必要があり、表記のように勧告する。

以 上